令和4年度第8回袖ケ浦市選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和4年12月1日(木)

午前11時開会、午前11時45分閉会

2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館 2 階会議室

3 出席者 ・委員 御園豊委員長、山口貴一職務代理 小尾明委員、岡田康正委員(欠席委員なし)

- · 事務局 森事務局長、篠原副主幹
- 4 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員5人、傍聴人数なし

- 5 議題
- 日程第1 会議録署名人の指名について 小尾委員とする。
- 日程第2 議件

議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者 並びに選挙人名簿登録者数の確定について

① 説明

御園委員長)事務局に説明を求める。

篠原副主幹)内容は資料のとおりで、9月1日現在の選挙時登録者数54,007人に対し、登録者が606人、抹消者が554人で、今回登録者数は52人増の54,059人となっております。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第2号 在外選挙人名簿から抹消することについて

① 説明

御園委員長)事務局に説明を求める。

篠原副主幹) 内容は資料のとおりで、この者については、

平成30年6月1日の選挙管理委員会において承認され、在外選挙

人名簿に登録されておりましたが、令和4年5月17日に住民票が 国内の市区町村に新たに作成されたことから、公職選挙法第30条 の10第1項の規定により、その旨表示していました。

今回は、この者が、住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後4か月を経過するに至ったことから、公職選挙法第30条の11第2項の規定により本日抹消するものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第3号 袖ケ浦市議会議員及び袖ケ浦市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する規程の一部を改正する告示の制定について

① 説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

篠原副主幹)今回の議案については、9月1日に開催された第7回 選挙管理委員会会議で協議させていただいた「袖ケ浦市議会議員及び 袖ケ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正」 に関し、令和4年第6回袖ケ浦市議会、現在行われている議会に上程し、現 在審議中で、予定では、12月19日の議会最終日に条例が可決し、施行さ れることから、それに併せ、その様式を定めている「袖ケ浦市議会議員及び 袖ケ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程」の一部を改正 しようとするものです。

再度の確認になりますが、今回の改正ですが、

公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動用自動車の使用等に関する 公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、袖ケ浦市議会議員及び 袖ケ浦市長の選挙における公費負担の限度額についても国政選挙の基準 に準じて引き上げるため、関係する条例とその様式を定める規程の一部を 改正しようとうするものです。

改正内容ですが、選挙運動用自動車借入れ契約に関する1日当たりの

公費負担額の上限額15,800円を16,100円に、自動車燃料代金の日額の上限額7,560円を7,700円に改め、選挙運動用ビラについても1枚当たりの作成単価の上限額7円51銭を7円73銭に、選挙運動用ポスター作成費の1枚あたり単価の上限額525円6銭を541円31銭に、ポスター作成企画費310,500円を316,250円に改めようとするものです。

今回の議案である規程の改正については、様式に記載されている字句の改正となります。様式第10号では、レンタル方式の選挙運動用自動車の借り入れについて、様式第14号、15号では、ポスター作成企画費、選挙運動用ポスター作成費の1枚あたり単価に関する記載箇所があり、その部分を改めようとするものです。

なお、この規程の施行については、条例の公布の日と同日と考えております。

説明は以上となります。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

その他

- ・次回選挙管理委員会の予定について
- ・千葉県議会議員一般選挙の日程について
- ・袖ヶ浦高校での模擬投票について
- ・令和4年11月議会一般質問について